

魚津市告示第69号

魚津市新型コロナウイルスワクチン小児接種体制整備支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市新型コロナウイルスワクチン小児接種体制整備支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市新型コロナウイルスワクチン小児接種体制整備支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小児 5歳以上11歳以下の者（1回目接種後12歳になり、小児用ワクチンで2回目接種を行ったものを含む。）をいう。

(2) 個別接種 医療機関が自院において新型コロナウイルスワクチン接種を行うことをいう。

(支援金の対象)

第3条 市長は、小児への新型コロナウイルスワクチン接種の促進を図るため、市内で小児に個別接種を行う医療機関（以下「対象医療機関」という。）に対し、予算の範囲内において、支援金を交付するものとする。ただし、予診のみの場合は交付対象外とする。

(支援金の対象期間)

第4条 支援金の対象期間は、令和4年3月7日から令和4年9月30日までの期間とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、小児への個別接種1回あたり1,000円とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする対象医療機関は、魚津市新型コロナ

ウイルスワクチン小児接種体制整備支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に個別接種回数計算書（別添1）を添えて翌月10日までに市長に提出しなければならない。

- 2 対象医療機関は、前項の規定に定める書類の他、審査に必要な確認書類について、市長から求められた場合は、速やかに提出するものとする。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の交付の可否を決定したときは、魚津市新型コロナウイルスワクチン小児接種体制整備支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し支援金の返還）

第8条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が、偽りその他不正行為により支援金の交付を受けようとした事実が判明した場合は、支援金交付の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金が支払われているときは、支援金の交付の決定を受けた者に対し、期限を決めて支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年3月7日から適用する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

魚津市新型コロナウイルスワクチン小児接種体制整備支援金  
 交付申請書兼請求書

年 月 日

魚津市長 あて

魚津市新型コロナウイルスワクチン小児接種体制整備支援金の交付を受けたいので、下記により申請します。

1 申請者情報

フリガナ										
医療機関名	印									
医療機関コード										
医療機関所在地	〒									
代表者の職・氏名	職名		氏名	印						
申請に関する担当者	職名		氏名							
担当者連絡先	電話番号		Eメール							

2 振込先口座

支援金の 振込先  (口座は申請者のものであること)	金融機関名					支店名				
	預金種別	1普通	2当座	口座番号						
	フリガナ									
	口座名義人									



